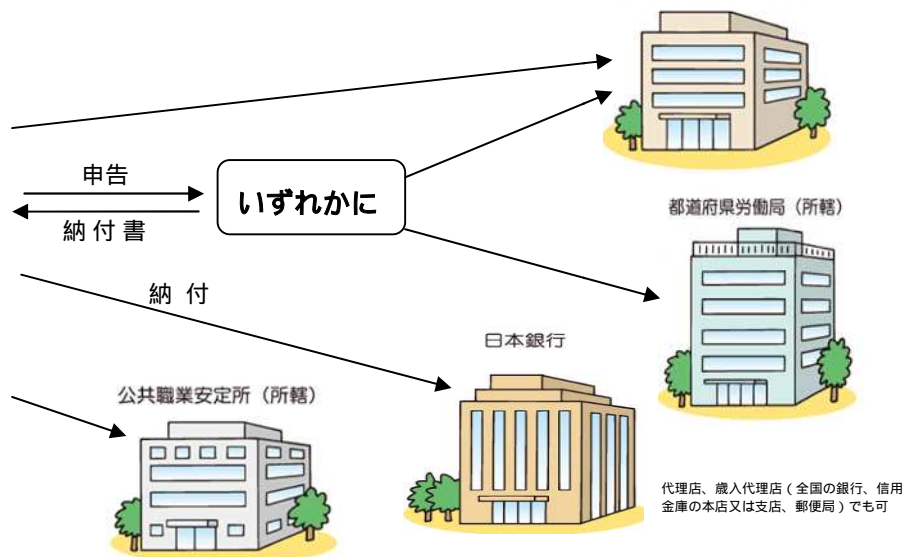


# 雇用保険の設置・加入手続きをお願いします

労働保険の成立届が受理され、保険料を納付されただけでは雇用保険加入まで完了したことになりますのでご注意ください。( の手続きが終了後、及び の手続きを行ってください。) 労働基準監督署(所轄)

## 一元適用事業の場合

保険関係成立届 (保険関係が成立した日から 10日以内)
概算保険料申告書 (保険関係が成立した日から 50日以内)
雇用保険適用事業所設置届 (設置の日から10日以内)
雇用保険被保険者資格取得届 (資格取得の事実があった日の 翌月10日まで)



## 二元適用事業の場合

二元適用事業とは、その事業の実態からして、労災保険と雇用保険の適用の仕方を区別する必要があるため、保険料の申告・納付等をそれぞれ別個に二元的に行う事業です。

一般に、農林漁業・建設業等が二元適用事業で、「雇用保険分」については管轄の公共職業安定所にご提出願います。(労災保険分は、労働基準監督署にご提出ください)

## 雇用保険の新規加入、手続き(一元適用事業の場合)

1. 「雇用保険適用事業所設置届」及び下記の書類
2. 「法人の場合」

## 2. 「個人の場合」

保険関係成立届(事業主控)と概算保険料申告書(事業主控)(労基署申請済分)

登記事項証明書(3ヶ月程度以内の原本)

登記簿謄本の所在地と別の場所で事業を行うときは賃貸借契約書等が必要です。

事業内容が確認できる書類

営業許可証(許認可が必要な事業)や事業許可証等

\*営業許可証や事業許可証以外の書類をご提出の場合は、ハロ-ワ-クに必要な書類のご確認をお願いします。

上記 以外の書類は写し可

保険関係成立届(事業主控)と概算保険料申告書(事業主控)(労基署申請済分)

事業主世帯全員の住民票写し(3ヶ月程度以内の原本)

事業所の賃貸借契約書等

事業内容が確認できる書類

営業許可証(許認可が必要な事業)や事業許可証等

\*営業許可証や事業許可証以外の書類をご提出の場合は、ハロ-ワ-クに必要な書類のご確認をお願いします。

上記 以外の書類は写し可

(\*上記以外の確認書類のお願いをさせて頂く場合もございますので、ご協力をお願い致します。)

## 3. 「雇用保険被保険者資格取得届(加入者人数分)」

添付書類

労働者名簿

出勤簿又はタイムカード

賃金台帳(申請時に確定されている場合のみ)

雇用契約書又は雇入通知書(パート等正社員以外は必須)

雇用保険被保険者証(前職等で雇用保険に加入していた場合。ただし被保険者番号が分かれば特に添付の必要はありません。加入が不明の場合は履歴書のコピー等職歴を書いたものでも可)

### 雇用保険加入要件

- 1 週間の所定労働時間が20時間以上であること
- 31日以上雇用見込みがあること



詳細については、**ハロ-ワ-ク西宮(0798)-75-6712** にお問い合わせください。

厚生労働省HP: <http://www.mhlw.go.jp/>

兵庫労働局HP: <http://hyogo-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/>